

## 「宅地建物取引業者等の監督処分基準」の一部改正について

### 1 改正の理由

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年5月28日法律第48号。以下「改正法」という。）等による宅地建物取引業法の一部改正及び「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」（令和4年4月27日内閣府・国土交通省令第3号。以下「改正省令」という。）による宅地建物取引業法施行規則の一部改正に合わせ、当該改正箇所を引用する「宅地建物取引業者等の監督処分基準」中の条項ずれを措置する。

### 2 改正の概要

改正法に合わせ、「第15条」を「第15条第1項」に、「法第72条第2項」を「法第72条第3項」に改めるとともに、改正省令に合わせ、別表第1中「規則第16条の12」を「規則第16条の11」に改める。

### 3 施行日

令和6年9月30日から施行する。